

「改装」政令にみる苗族服飾の変遷と苗族アイデンティティ^{1*} —清朝期及び民国期の貴州省を中心に—

Transition in Miao Clothing and Miao Identity by Policies of
“the Reform on Dress”:

Focusing on the Qing Dynasty and the Republic of China in Guizhou Province

張 勝 蘭**

要約

本論文は、清朝期及び民国期において実施された「改装」（身なりを変える）政令により、中国南部の代表的な少数民族である苗族の服飾がどのように変遷し、またそれが苗族アイデンティティに如何なる影響を及ぼしたのかについて貴州省を中心に考察したものである。苗族は過去に固有の文字を持たなかったため、文字の代わりに衣装の模様などに自民族の歴史を刻み込んでいるとされている。着る「史書」と言われている民族衣装は、苗族伝統文化の重要な表象であり、苗族アイデンティティの拠り所である。清王朝は中国西南地域を直接支配下に置いた後、そこに居住する苗族などの非漢族を「内地化」させるために、「改装」政令を制定した。その後の民国期に入っても、少数民族に対する「同化」が厳しく行われ、様々な「改装」政令が実施された。こうした政令政策が苗族服飾に大きな変遷をもたらすと共に、苗族アイデンティティに変化が及ぶようになった。強制的な「改装」政令は苗族の激しい抵抗を招いた一方、漢文化の影響を深く受けた苗族エリートたちの間では、自発的な「改装」を提唱する動きが出てくるようになった。その結果、苗族アイデンティティはより重層的になり、さらに高まっていった。

キーワード：「改装」政令、苗族服飾、苗族アイデンティティ

はじめに

本稿は、清朝期及び民国期において実施された「改装」（身なりを変える）政令により、中国南部の代表的な少数民族である苗族の服飾がどのように変遷し、またそれが苗族アイデンティティに

* 受付日 2021年10月14日 受理日 2021年12月20日

** 国士舘大学21世紀アジア学部非常勤講師

1 本稿は、学術誌『民族学刊』（中国国家民族事務委員会・西南民族大学）第25期、2014年9月）に発表した論文「苗族服飾与苗族自我認同意識—清朝至民国時期的貴州苗族改装運動为中心—」（中国語）を、2015年8月、2016年3月、2016年10月、2017年4月～5月の貴州フィールド調査にて新たに収集したオーラルヒストリー及び档案史料などを加え、図版を追加して大幅に修正し、加筆したものである。

如何なる影響を及ぼしたのかについて貴州省を中心に考察したものである。

1949年、中華人民共和国成立後、50年代から80年代まで3段階に分けて、少数民族を国家の構成要素として承認する「民族識別」工作が行われた。400以上あったとされるエスニックグループは55の少数民族として公認され、中国は全人口の9割以上を占める漢族を含めた56の民族を有する多民族国家に位置づけられた²。現代中国を理解するためには、その広大な領土に内包している複雑な民族構成を無視することができない。特に南部地域の様々な少数民族は、古くから中国王朝と関わりながらその独自性を保ち、中国の多様性の構成要素となった。本稿で論じる苗族は中国南部の代表的な少数民族である。2010年の国勢調査によると、苗族の人口は約942万人で55少数民族の中で第5位の人口を有し、約半数は貴州省に分布している。また同系統の人々は、東南アジアにも居住しており、モンと呼ばれている。1975年以降はラオスのモンの政治難民化によって、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランスなどにかけて広く分布するようになっている。

実は「苗」は中国の漢字文献にあらわれる最も古い集団のひとつとされ、「苗」という非漢人集団は古くから存在するとみなされてきた³。そのため、苗族は中華人民共和国で少数民族を承認する「民族識別」が行われるよりも前に、既に認知されていたのである⁴。しかし、このような苗族は過去に固有の文字を持たなかった。彼らは自民族のルーツや歴史の記憶をどのように継承してきたのか。実は、苗族は古歌・オーラルヒストリーだけでなく、文字の代わりに衣装の模様によって、始祖や移住などの歴史的事柄を記録してきたとされている。そのため、苗族の伝統服飾は着る「史書」と言われている⁵。

そもそも、服飾は文化の符号と象徴として、社会変動と共に変容し、着用にあたってのイデオロギーや価値観などを反映する表象となってきた⁶。民族服飾は「他者」との比較によって、民族の象徴として強いインパクトを発信し、自民族と他民族を区別する重要な基準ともなる。そして、民族の文化的象徴としての民族服飾は、必然的に着用者の所属する共同体への帰属意識、即ち民族アイデンティティを高めるといふ機能を持つのである。苗族服飾は自民族の歴史を語り継ぐ重要な資料ともなっており、苗族伝統文化の表象として、苗族アイデンティティの重要な構成要素となって

2 1953年、第1回国勢調査までに、中央政府が把握した「民族」名称は400あまりにのぼったという（費孝通「関与我国的民族識別」（『中国社会科学』1980年第1期）。

3 漢字文献における「苗」の記述と苗族について、拙稿「中国の漢字文献における「苗」という記述—明清以前を中心に」（『史滴』35号、2013年）を参照されたい。

4 中華人民共和国成立後に識別された苗族は、古くから「苗」・「苗蛮」・「苗人」・「苗民」、また近代に入ってから「苗彝」・「苗胞」・「苗夷民族」などと呼ばれていたが、その内実は現在の苗族を主体とする、現在識別されたイ族やトン族なども含む中国南部非漢族である。本稿では、清朝から民国期にかけて、現在の苗族の前身にあたる「苗」、「苗人」、「苗民」、「苗胞」を対象として考察している。便宜上「苗族」という呼称に統一する。またそれに対応する際に「非漢族」を用いる。

5 楊（昌鳥）国『符号与象徴——苗族服飾』（貴州人民出版社、1997年）、伊藤五子「黔西北苗族の服飾」（輔仁大学民生学院織品服装研究所編『中国少数民族与台湾原住民服飾文化国際學術研討論文集』、2000年）など。

6 小川安郎『服飾変遷の原則』文化出版局、1981年、5～6頁。

いる。一般に服飾は社会変動に対応して変化するため、民族服飾も当然ながら政治政策などの社会変動に影響され、変遷してきた。

苗族服飾が社会的・政治的変動に大きく影響され始めたのは、清代に入ってからである。清王朝は苗族が最も集中する貴州を中心とする西南地域において、大規模な武力征服に伴う「改土帰流」を行い、直接に支配し始めたからである⁷。清朝の有名な「改装易服」も苗族などの非漢族に対して実施され、「改装」政令が出された。その後、民国期に入っても、少数民族に対する同化が厳しく行われ、一連の「改装」政令が実施された。こうした政令政策が苗族服飾に大きな変化をもたらす要因となり、それに対して苗族側には「抵抗」と「歩み寄り」の異なった2つの動きが見られた。

以下は、まず近現代における苗族アイデンティティの生成と変容において苗族服飾が果たす役割の重要性を理解するために、その服飾に記録されている最も重要な「始祖」と「移住」の歴史要素を概観する。次に貴州省を中心に清朝及び民国期における「改装」政令が苗族の伝統服飾に如何なる影響を与えたのか、それらの影響が苗族アイデンティティにどのように働きかけたのか、を検討する。

一、「始祖」・「移住」の歴史から見る苗族服飾と苗族アイデンティティ

苗族の起源について諸説あるが、現在は「蚩尤・三苗説」が主流になっている⁸。即ち、蚩尤の率いた九黎集団は黄帝集団に敗れ、その後裔は「三苗」という集団となり、度重なる移住を経て、現在の苗族となったという⁹。この「始祖蚩尤」と「移住」は、まさに苗族の伝統服飾が表現している最も重要な歴史要素であり、即ち「われわれの起源と発展」という認識として、苗族アイデンティティを構築している。以下は先行研究を踏まえながら、筆者の調査データを加えて考察する。

「始祖蚩尤」の史料的証拠として、よく引用されているのは『史記』、『山海経』などの文献である¹⁰。ここで漢字文献以外の古歌や儀礼から見てみる。貴州省安順地区の苗族古歌「苗族遷徙歌」に「格蚩尤老・格娄尤老」と呼ばれる祖先の描写が見える¹¹。またこの古歌を集録した『蚩尤的伝説』の中には、この地区に伝わってきた多くの蚩尤に関する伝説がある。湖南省西部・貴州省東北部の苗族は「剖尤」（尤公）を祖先として祀る風習がある¹²。四川省南部の苗族は「蚩尤」祀る「還泰山」

7 改土帰流とは、中国の西南地方を含む諸少数民族に対して、土司・土官（中央政府に任命された少数民族の首長）を次第に廃止し、流官（中央政府任命の地方官）を派遣して直接支配する政策である。

8 苗族の起源に関して、「三苗説」、「秦漢形成説」、「宋代形成説」、「明朝形成説」などがある。中華人民共和国国内の最初の権威的な「苗族史」は、1985年に出版された『国家民族問題五種叢書』の中の『中国少数民族簡史叢書』—『苗族簡史』である。この『苗族簡史』をはじめ、現在の多くの著書は「蚩尤・三苗説」を採っている。

9 苗族簡史編者組編『苗族簡史』貴州民族出版社、1985年、1～4頁。

10 『史記』卷一・五帝本紀に「九黎君号蚩尤是也」とあり、同書卷二六・歴書四に「其後三苗服九黎之徳」とある。『山海経』大荒南経に「蚩尤所棄其桎梏、是為楓木」とある。

11 貴州省安順地区民族事務委員会・古籍整理辦公室編『蚩尤的伝説』貴州民族出版社、1989年、63頁。

12 注（9）前掲書、3頁。

の儀式が行われる¹³。湖南省城歩に楓神（蚩尤）を祭る習俗がある¹⁴。雲南省馬関の苗族の伝統祝日「花山節」の起源にまつわる、古くから伝わってきた「花山起源之歌」に「大昔、黄河の平原に蒙蚩尤という首領と共に、衣食の心配がなく幸せに暮らしていた」という歌詞がある¹⁵。苗族の伝統文化が最も色濃く残っているとされる貴州省東南部の有名な「楓木歌」という古歌には、注（10）で挙げた蚩尤と楓の木、そして「蝴蝶母親」との関連が描かれている¹⁶。それによると、黄河中下流域を争奪するために、蚩尤は黄帝と戦って敗戦し、その桎梏が楓の木に化した。楓の木の中から「蝴蝶母親」が生まれ、この「蝴蝶母親」が苗族の祖先（姜央）を生んだという伝説である。

「蚩尤始祖」の説に関して、鈴木正崇がそれは現代において再構築された「神話の現代化」による文化表象であると指摘した¹⁷。確かに「蚩尤始祖」の伝説の具体的な生成・変容プロセスについて厳密に考証する必要がある。しかし、以上見てきたように、文献史料以外に、地域（サブグループ）によって異なるパターンや相違点があるが、各地に居住する苗族の古歌、伝説、儀式、習俗に蚩尤とされる要素が見られる。また少なくとも20世紀前後からの苗族服飾にも反映されているのである。

苗族の服飾は、「蚩尤」などの要素をどのように表現しているのか。以下は貴州省中部・西北部・東南部の苗族サブグループを通して見てみる。

貴州省貴陽市の高坡苗族の「背牌」は蚩尤の御璽といわれている¹⁸。戦争とそれによる移住の混乱を避けるため、蚩尤が配下の人々の背中に印をつけたという。高坡苗族は貴陽市花溪区高坡苗族郷一带（高坡郷に隣接する恵水県・龍里県にも高坡苗族が居住している。以下高坡郷一带と略す）に最も集中している。また高坡郷一带には「卡上」・「卡下」という内部地域区分が存在している。筆者は2015年より高坡郷にて計4回のフィールド調査を行った。上述の「蚩尤の御璽」説について、まず2015年8月15日に高坡郷杉木村（「卡下」）出身の通訳兼案内人の羅万府（50代）、2016年3月16日に同村の長老羅朝初（60代）に聞き取り調査を行った。羅万府は80年代に苗族研究者の楊庭碩が主導した高坡郷（当時の高坡公社）の調査に通訳として参加し、多くの情報を得た。また2016年10月10日に高坡郷雲頂村（「卡上」）出身の李国英（40代）と同村の長老楊永先（70代）にもインタビューを行った。高坡苗族の間では「背牌」が蚩尤の御璽という言い伝えがあることを検証した（図1）。

13 四川省民族研究会苗族委員会・四川省苗族郷経済文化発展協作組（籌）『四川苗族研究—四川省苗族郷経済文化研討会論文資料集』筠連県新世紀印刷廠承印、2001年、13頁。

14 注（9）前掲書、3頁。

15 陶光福・馬開華・馬正林「試論馬関県苗族花山節伝統文化」（文山壮族苗族自治州苗学会編『文山苗学研究』（三）、雲南民族出版社、2013年）。

16 注（9）前掲書、3頁。

17 鈴木正崇『ミャオ族の歴史と文化の動態—中国南部山地民の想像力の変容』風響社、2012年、86～92頁。

18 背牌は高坡苗族の伝統服飾にある胸と背中にかける正方形に近い刺繍が施された飾りである。また「蚩尤」以外に「苗王」（苗の王）の御璽である説もある。注（5）前掲楊（昌鳥）国書、81頁。

貴州省西北部の威寧「大花苗」と「小花苗」の背中の飾りに「城池」という図案がある。その「城池」の形を構成する3組の刺繍の模様は、「格蚩尤老の練兵場に「三道花」がある」という古歌と一致するという(図2)。また威寧苗族が着用するマントのような上着は、現地の古歌によれば、蚩尤の戦争用の服であるという¹⁹(図3)。

筆者が2004年2月、11月に貴州省黔东南苗族トン族自治州の凱里市と雷山県西江鎮で現地調査を行った際に、蚩尤の要素を取り入れた服飾の情報を得た。2月14日から17日まで凱里市の有名な苗族民族衣装市場の營盤坡市場で調査を行った。凱里市や雷山県を中心とする貴州東南部の苗族女性の伝統服飾に「蝴蝶母親」の模様がよく描かれていた(図4)。そして、11月に雷山県の県城と西江鎮で苗族のお正月である「苗年」を調査した。現地の苗族は祝日に必ず大きな銀の角がある髪飾りをつける(図5)。また伝統的な上着には前に1枚の大きな銀の札、後ろに12枚の小さな銀の札が繋がり、裾にも銀の飾りがある(図6)。11月21日に西江鎮南貴村の長老楊扶林、23日に羊排村の長老唐守和にそれらの飾りの意味について聞き取り調査を行った。長老たちによれば、これは水牛の角を真似したものである。蚩尤はかつて水牛の角をつけて、黄帝と涿鹿で戦った。その子孫は蚩尤を記念するためにその角を服飾の中に取り入れたのである。銀の札付きの上着も蚩尤から伝わってきた戦士の長衣から変化してきたものという。

このように「始祖蚩尤」という民族の起源は、苗族内部のサブグループに様々な形で表現されている。苗族は「われわれは蚩尤の子孫」という認識を服飾を通して内外に発信し続けている。このような服飾の着用は苗族アイデンティティの強化に繋がると考えられる。

次に苗族の「移住」について見ていく。現在、苗族の約半数は貴州省に分布しているが、それ以外の苗族は、湖南省・雲南省・重慶・広西チワン族自治区などの順で、中国各地に分布している。また、その内部に様々なサブグループを抱えている。この状況を生み出したのは、彼らが歴史上頻繁に移住を繰り返してきたことによる²⁰。移住の原因は、時にはより良き生活環境を求め、時には各王朝の戦争、政治権力の圧迫を逃れるためだと考えられる。

中国の苗族研究者たちは、苗族の5回にわたる大規模な移住により今日のような苗族の分布状況になったとする²¹。それに従えば、第1回は、蚩尤は黄帝との戦いに敗れた後に長江中下流域へ移住し、その後裔の三苗は、堯舜禹時代に長江の中下流域から南方へ移住した。第2回は、西周から戦国時代までで、西周王朝の攻略などで江湖平原から武陵、五溪に移住した。第3回は秦、漢及び唐、宋の時代で、武陵、五溪から西と南へ移住し、四川南部、貴州、広西に移住した。第4回は元、明と清の時代で、貴州、広西、四川南部から雲南を経由し、インドシナ半島の北部山地まで移住した。第5回は20世紀70年代からラオスのモン政治難民化によって、インドシナ半島から欧米など

19 注(5) 前掲楊(昌鳥)国書、119頁。

20 武内房司「歴史の中の苗族——少数民族の移住と抵抗」『へるめす』54号、1995年)、注(9) 前掲書14頁など。

21 注(9) 前掲書6~14頁、伍新福『苗族歴史考探』(貴州民族出版社、1992年、46~49頁)、楊正文『苗族服飾文化』(貴州民族出版社、1998年、3頁)など。

の海外に移住した。

現在、上記した「蚩尤・三苗」時代にまで遡る移住史は、定説になりつつある。実証が難しい部分もあるが、実際、現在の山東省西部に蚩尤の墓や、蚩尤を祭る風習の記載が三国時代からの文献史料に見える²²。また、雲南省文山地区の苗族は葬式の際に、祖先がいる江湖平原の洞庭湖まで魂を導くという儀式を行う²³。更に各地の古歌や一定の信憑性を持つ父子連名による苗族オーラルヒストリーも、唐宋以来、特に明清にかけて彼らは絶えず移住していたと語り継がれている²⁴。筆者が2004年から2017年まで貴州東南部・中部で行ったフィールド調査においても、凱里や雷山、貴陽高坡のサブグループはみな遠い東方から移住してきたという口頭伝承が確認できた。例えば、2004年11月21日に雷山県西江鎮の調査では、長老の楊扶林から、祭祖の際に必ず先祖のいた東方に向かって酒を飲むこと、また伝統楽器の蘆笙の曲も「東からずっと歩いてきた」を表しているという情報を得た。2016年3月16日に恵水県大坩郷攏雅蓉村のある楊姓苗族の葬式にて、いわゆる「指路経」(魂を先祖の移住の起点へと導く祭祀文)について調査した。「歌師」の楊興文(50代)によれば、移住の起点は大きな雪山のある場所であり、幾山河を越えてきた。またその雪山は崑崙山脈であるという説もあるという。黄河も長江も崑崙山脈から源を発しているため、現地の苗族にとって東方にある黄河・長江流域から移住してきたとも解釈できると思われる。

注(5)に挙げた『符号与象徴——苗族服飾』の著者の楊(昌鳥)国は、「移住」を表す代表的な模様についてまとめている。貴州省東北部の松桃、鳳凰と湖南省の古丈の「花帯」にある「駿馬飛渡」(図7)と「江河波濤」(図8、図9)はそのひとつである。「駿馬飛渡」は、大河を象徴する布に無数の「馬」の模様が一列に連なっている図柄である。両側にレールのような図柄で大河の流れを表す。苗語では「乃勾阿登」といい、道に刻んだ足跡を意味する。その大河は黄河だという。「江河波濤」という図案には2本の白いレースがある。そのレースが黄河と長江であるという。川の北岸には丘のような図柄、南岸には木と花と人間が船に乗っているような図柄は洞庭湖を意味する。その下に波のような図柄は苗語で「昂務乃本」と呼ばれ、「大水大波を超える」という意味である。つまり、全体的には「われわれは苦労して林が密生している西南地方に移住してきた」という意味の模様となる²⁵。

移住を表現している模様は、貴州省東北部の苗族の「蘭娟衣」の中にもある²⁶。北から南に移住してきた歴史を忘れないように、黄河を離れた時に左の袖に黄色い糸でレースを刺繍し、長江の場

22 『太平御覧』卷二七・時序部一二引『皇覧』塚墓に「蚩尤塚在東郡壽張縣關郷城中」とあり、『宋会要輯稿』礼二一・嶽澆諸廟に「祠蚩尤、今鄆州中都縣西南四十五里有蚩尤塚」とある。

23 注(9)前掲書、7頁。

24 移住を表現した古歌は、馬学良・今旦訳注『苗族史詩』(中国民間文芸出版社、1983年)、潘定智・楊培徳・張寒梅編『苗族古歌』(貴州人民出版社、1997年)に多く集輯されている。

25 注(5)前掲書、117~118頁。

26 貴州東北部の苗族女性が持つ、南に移転する時に「蘭娟」という伝説の女首領によって作られたと言われ伝えられている衣装である。

合は右の袖に青い糸で刺繍する。胸のところにある湖の刺繍は洞庭湖を表現している。現地の苗族によれば、こうして移動中の風景をすべて図柄化して、衣装の模様として表現してきたのである(図10)²⁷。

貴州省東北部と湖南省西部の苗族は東部方言集団である。東部方言集団の古歌「除鱷鬪皇」に「女は姉妹や相嫁を連れて、男は兄弟や年長者を連れて、糠が流れている大江務昌哈(長江)に沿って下っていく…停泊する岸辺から下っていく、ハイタカが休息する古い林の周りから下っていく」とあるように、長江流域からの移住が語られている²⁸。

貴州省安順の苗族のスカートには太さが異なる5本の線が刺繍で表現される。現地の苗族にとって長い移住の道のりで出会った「黄河、霧罩山、風雨関、長江、毒虫沖」の5つの難関を乗り越えた苦勞を忘れないために作った模様である。またこの模様を勝手に変えることは許されないという²⁹。

安順の苗族は中部方言集団である。中部方言集団の古歌「跋山涉水歌」に「昔、6人の先祖が海に隣接する東方に住んでおり…婆と爺は引越しを相談した…ずっと歩いて、3本の河が現れた。1本が白く(長江)、1本が黄色く(黄河)、1本が澄み切った(清水江)」とあるように、かつて東方に住んでおり、黄河、長江、清水江の順で移住してきたと言い伝えられている³⁰。

2004年7月、筆者は貴州省博物館で「苗族挑井田鋸齒紋迁徙服」という古い伝統衣装に出会った。それは貴州省西南部の鎮寧県江龍鎮革利の白楊村に住む楊秀珍から収集したものであった³¹(図11、図12)。現地の苗族は、自ら九黎部落の一族、即ち蚩尤の81兄弟の一人の子孫と称している。その祖先は黄帝と戦って、敗北した後に徐々に南へと移住し、現在の居住地に辿り着いたという。スカートに81兄弟を表す81本のしま模様がある。上着には山、段段畑などの模様が施されている。この服は1960年前後に作られたという³²。これを作った女性は、おそらく楊秀珍本人またはその母親である。当時、『苗族簡史』、『中国苗族通史』のような学術書はまだ刊行されていなかったため、きちんと学校に通っていなかった苗族の女性が歴史教育を受けてこの模様を作った可能性は極めて低い。先祖からの口頭伝承などを通じて、自民族の歴史に対する記憶の一部を服飾で記録したものと思われる。

実際、貴州西南部の苗族は西部方言集団である。西部方言集団の古歌「蚩尤与苗族迁徙歌」に「黄河の岸辺に来ても渡ることができず…鬪那義慕大江(長江)岸に来て…底果壘(湖北一帯)に移住して」とあるように、黄河、長江を渡って現在の湖北一帯にも移住していたことを描写している³³。

27 注(5) 前掲楊書、118～119頁。

28 注(24) 潘・楊・張書、210頁。

29 注(5) 前掲楊書、119頁。

30 注(24) 潘・楊・張書、133～143頁。

31 写真は貴州省苗族研究会鎮寧工作委員会編『夜郎故地上的苗族』(鎮寧文史資料選輯第7輯)所収、1995年。

32 貴州省博物館の展示品登録書—苗族服飾第四冊の記載による。第22631号。

33 注(24) 潘・楊・張書、279～280頁。

このように、長期にわたる移住に伴って、過去の生活風景、戦争などに対する記憶が次々と蓄積されていった。さらに移住によって分散された苗族の各集団は、移住した新しい土地で自分の故郷に対する追憶の感情も強まっていったものと考えられる。苗族はそれを模様で表現し、それらの図案が独特な象形文字になったとも言えよう³⁴。また、前掲した代表的な図案は、伝統服飾の図案としての「母本」である。つまり、主な図案の「モト」であり、「お母さん模様」を意味するのである³⁵。苗族はこうしてルーツに対する記憶を保ってきた。

上述のように、移住の模様と苗族の古歌と照らし合わせてみても、文字を持たなかった苗族は、自分たちのルーツを追憶する感情によって、様々な模様を作り出し、それを服飾に取り入れ、祖先や移住などの記憶を残そうとしたのである。これが素朴な「われわれ意識」の土台となり、着用するたびに苗族アイデンティティが強化されていったと思われる。

一方、苗族に大きな影響を与えた移住は、ひとつの文化的創造行為でもあった³⁶。離れた不安は団結の動力となり、堅く伝統を守ることに繋がる部分もあるが、長期に渡り、苗族は分散した土地で従来の文化の上に新たなものを創り、徐々に異なってきた。苗族服飾もさまざまな形となってきた。交通が不便な昔は、互いの交流が極めて少なかった。その結果、異なった集団ができ、服飾も各グループの象徴となり、同じ服飾でなければ、通婚できないという社会制度のような役割を果たすようになった³⁷。移住によって生み出された服飾の相違は、より小さい範囲での「われわれ意識」、即ち地域的アイデンティティの土壌となったと思われる。こうして苗族服飾は苗族アイデンティティの重層性を形成・維持する役割を果たしてきたのである。

「始祖蚩尤」及び「移住史」の伝承について、稿を改めて具体的に検討する必要があるが、少なくとも、現在確認できる20世紀前後の伝統服飾には、その2つの要素が確実に存在している。そして、この2つの「歴史記憶」の担い手となった伝統服飾が、苗族アイデンティティの拠り処となり、その重層性にも寄与しているのである。

二、清朝の「改装」政令と苗族服飾

中国では、歴代王朝を通じて、服飾を社会倫理・政治制度に取り入れる伝統がある。服飾はイデオロギーや価値観などを反映する表象であるため、政権交代と共に服飾を変える「改装」もしばしば行われていた。本稿の冒頭で述べたように、清朝の「改装易服」は歴代王朝の中でも有名で、マジョリティの漢族を対象に行っただけでなく、「改土帰流」と共に苗族にまで及んだ。清王朝は苗族をどのように位置づけて「改装」を行ったのか。西南地域に対して大規模な「改土帰流」を行った雍正帝は、政治的言説の著述『大義覺迷録』の中で、「華夷一家」であり、清朝の版図内に「華」・

34 注(5) 前掲楊書、127頁。

35 注(5) 前掲楊(昌鳥)国書、117頁。

36 注(20) 前掲論文。

37 江碧貞「黔东南苗族服飾考察」(輔仁大学民生学院織品服装研究所編『中国少数民族与台湾原住民服飾文化国際學術研討論文集』、2000年)。

「夷」を区別すべきではないと主張している³⁸。ここで重要なのは、雍正期（17世紀前半）以降の清王朝は、自分たちが地理的意味での「夷」であるが、文化的意味での「華」であると主張している点である³⁹。先行研究によれば、雍正帝の「華夷一家」の前提は、非漢族が中華文明を受け入れること、即ち「華化」に向かうことである。「華化」を通じて清朝領域内の華夷の区別を消滅させる考えは、その後も継承された。そのため、19世紀前半頃に、清王朝は西南地域の非漢族地域を完全に「内地」（漢族が多数を占める内地直轄地域）として対応していた⁴⁰。言い換えれば、清王朝は辺境にいる苗族を「内地化」させようとした。

こうした背景の下で、『清朝文献通考』巻二〇四・刑考十・徒流に「苗人の中に髪を薙ぎ、衣冠が民人と同じ者は、罪を犯したら、民の法令で処刑する」とあるように、清王朝は苗族に対して、内地の「民」と同じ服飾であれば、「民」の法令が適用するような服飾の統一「改装」を行った。強制的な「改装」をはじめとする「内地化」に対して、苗族側は激しく反発した。一方、清王朝の政治システムに組み込まれていった苗族エリートたちは、自民族の発展のために自ら「改装」を提唱するような動きも見せた。以下は清朝の「改装」政令を概観してから、貴州省を中心に考察する。

『清実録』は清朝の「改装」政令を詳細に記録している。天聰元年（1621）、清軍が首都を北京に遷す前に、既に降伏してきた人に「薙髮」（前頭部を剃り上げ、後頭部の髪を辨髮にする）の令を下した⁴¹。そして、清朝は首都を北京に遷し、その統治の幕を開けた順治元年（1644）に摂政和碩睿親王多爾袞が「薙髮」令を下し、その僅か2日後に「衣冠」も悉く清王朝の衣冠制度を遵守しなければならないという命令を下した。更に翌年に「薙髮」令に従わない者は、軍法により処罰されることとなった⁴²。

しかし、上記の「改装」政令は、清朝初期においてはまだ苗族をはじめとする大多数の南部非漢族に対して実施できなかった。清朝が成立した後約70年後の雍正年間に、大規模な武力征服に伴う「改土帰流」が実施された。その結果、貴州省をはじめとする西南地域に直接支配が行われるようになり、苗族に対しても強制的な「改装」が行われるようになった。

雍正5年（1727）、先に改土帰流された地域から首長を派遣し、奥地の非漢族に対して「薙髮」や「男女問わず、内地の服飾通りに」させるなどの政令が出された⁴³。しかし、苗族はこうした急

38（清）雍正帝『大義覺迷録』巻一に「世祖君臨萬邦、聖祖重熙累洽、合蒙古・中國成一統之盛、并東南極邊蕃彝諸部具歸版圖、是從古中國之疆域、至今日而開闢、凡屬生民皆當慶倖者、尚何中外華夷之言」とある。

39 安部健夫『清代史の研究』創文社、1971年、43頁。

40 王柯『民族与国家—中国多民族統一国家思想的系譜』中国社会科学院出版社、2001年、157～160頁。

41 『清太宗実録』巻二・天聰元年三月乙未条に「至各處歸降之人、已皆令薙髮矣」とある。

42 『清世祖実録』巻五・順治元年五月癸丑条に「摂政和碩睿親王多爾袞師至、通州知州率百姓迎降諭令薙髮」とあり、同巻順治元年五月乙卯条に「凡投誠官吏軍民皆著薙髮、衣冠悉遵本朝制度」とあり、同巻順治元年五月丙子条に「予前因歸順之民無所分別、故令其薙髮、以別順逆」とあり、同書巻一七・順治二年六月癸巳条に「注冊各處文武軍民、盡令薙髮、儻有不從、以軍法從事」とある。

43 『清世祖実録』巻六十・雍正五年八月庚戌条に「南東川府會理州、貴州威寧府屬之阿底鹽倉等處、永寧之各夷屯、歸流已久…請將土日遷往腹地…其土民悉令薙髮、男婦俱照内地服飾」とある。

進的な「改装」をはじめとする「内地化」に抵抗し、いわゆる「雍正5年から雍正11年までの苗族蜂起」を起こした⁴⁴。更に雍正11年(1734)に清代三大苗民蜂起の最初の「雍乾蜂起」が起きた。この蜂起は乾隆元年(1736)に鎮圧されたが、17年後の乾隆9年(1744)になっても、湖南省の乾州、鳳凰、永綏一帯ではまだ極少数の苗族リーダーだけが先に「薙髮」する状況であった。賞金があったため、それらの苗族リーダーに続き、「薙髮」する苗族も多くあらわれたと記載されているが⁴⁵、乾隆45年(1780)頃でも、貴州省や湖南省一帯、「薙髮」していない苗族は殆どであり、清王朝も希望する苗族にのみ「薙髮」を行うような形をとっていた⁴⁶。しかし、その後、清代三大苗民蜂起の「乾嘉蜂起」が乾隆60年(1795)に、「咸同蜂起」が咸豊5年(1855)に起きた。特に「咸同蜂起」は約18年間続いた。同治11年(1872)に「咸同蜂起」が鎮圧された後、清王朝にとって最も奥地である貴州省の苗族に対して、「薙髮」だけでなく、服の色も変える令を下した⁴⁷。

以上述べてきたように、清王朝の「改装」は、雍正年間に「薙髮」及び内地と同様の服装にする政令が出されたが、苗族の抵抗を招いた。そして、初期において全体的に比較的穏やかな規定であったが、徐々に後期の「生苗、熟苗を問わず、皆髮を剃り、服飾を変える」⁴⁸という厳しいものになった。実は苗族は王朝・土司・漢族との関係性によって、中国王朝に「熟苗」・「生苗」と大別されていた。端的に言えば、教化されていない苗族は「生苗」で、教化された苗族は「熟苗」である。「改装によって苗の表を教化する」というのは⁴⁹、清王朝の苗族を「内地化」する意志の表れと言えよう。

以下、貴州省の有名な「生苗区」である「紅苗区」と「黒苗区」の状況を考察する。

「紅苗区」は現在の貴州省東北部の松桃苗族自治县、印江県、銅仁県一帯及び湖南省西南部である。特に銅仁県は「紅苗区」の中心である。順治15年(1658)に銅仁府知事の梁震宸は軍隊を率いて、この地区の苗民を数十キロ離れた場所まで追いかけて、清王朝に屈服させた。雍正8年(1730)にこの地区の一部に庁が設けられ、流官が置かれるようになった。前述した「乾嘉蜂起」はこの松桃の苗族石柳鄧らによる武装蜂起である。しかし、この蜂起が嘉慶2年(1797)に鎮圧された後、松桃が直隸庁になった。鎮圧の功績を挙げた傅鼎は「総理苗疆辺務」となり、「生苗・熟苗を問わず、

44 中国第一歴史档案馆・中国人民大学清史研究所・貴州省档案馆合編『清代前期苗民起義档案史料』(上) 光明日報出版社、1987年、1頁。

45 『清高宗実録』卷二一五・乾隆九年四月丙申条に「三廳地方、寨目苗長、近日有一二薙髮者、因加獎賞、而苗衆鼓舞、自願薙髮、竟有二千六百餘名」とある。

46 『清高宗実録』卷一一〇六・乾隆四十五年五月乙卯条に「經過湖南・貴州一帯見該處苗民當差供役、極為恭順、惟尚沿苗俗、不行薙髮…著傳諭該督撫等、明白宣導出示曉諭、所有各該省苗民、其有願薙髮者俱準與内地民人、一例薙髮、以昭一視同仁之意」とある。

47 『清穆宗実録』卷三三四・同治十一年五月戊辰条に「曾壁光以黔省降苗亦衆、未能兼顧…所稱生苗頑梗性成、此後擬令一律薙髮、改變服色」とある。

48 (清) 羅文彬『平黔紀略』卷一九。

49 『軍機處副録奏摺』民族類・第581卷2号。近年、一部の民族類の档案資料が非公開となり、筆者はこの民族類の档案資料が見ないため、李廷貴・張山・周光大主編『苗族歴史与文化』(中央民族大学出版社、1996年、68頁)参照。

皆薙髪し、服飾を変える」という令を下した⁵⁰。その後、「紅苗区」の男性は、みな「薙髪」し、漢人に類似した衣装や帽子を着用し、銀の首輪を2つほど付けるようになった。女性は必ず頭に布を被り、首輪の数は特に制限がなく、また町の近くに住む苗族の女性たちも時々漢人の服飾を真似するようになった⁵¹。更に清朝末期の光緒7年（1881）に雲貴総督である劉長佑らは「松桃、銅仁の苗民みな、薙髪し、改装した。礼法を知るようになった」と上奏したように⁵²、長期にわたる「改装」は「紅苗区」の服飾に大きな変化をもたらした。清朝末期の主な変化は、①男性は「薙髪」して頭巾をかぶり、左耳に銀の輪を付けなくなった。②女性は上着の中に「中衣」（漢人が上着の中に着るシャツのようなもの）を着用し、纏足する人も現れた。③衣料の色は黒、濃い青から藍色、水色に変わった。④道光年間以降、男性の襟の赤い縁と腰に結ぶ赤い布がなくなった。女性は短い上着とプリーツスカートを着用する。色鮮やかな刺繍のレースと銀のアクセサリを好む点、両耳に耳輪をつけることはあまり変わっていない⁵³。更に民国初期になると「紅苗区」の男装はほぼ消え、女装も赤のスカートが消え、服飾の色彩も赤から青に変わった⁵⁴。

清朝の「紅苗区」の服飾は、デザインや色が大きく変化した。刺繍の図柄に関してどのような変化があったのかは、具体的な文献記載がないが、刺繍や銀のアクセサリを好む点はあまり変わらなかった点、また第1節で述べた祖先や移住などを記録する図案は20世紀初頭に入っても当時の服飾にも反映されていることから、苗族にとっての民族の歴史記憶を維持する模様が強制的に変化させることは困難であったと思われる。清王朝は女性が反抗の主体ではないと判断したのもあったであろう。男性より服飾の変化が小さく、ある程度伝統を守れた。また、清王朝は「改装」を押し広めようとしたが、苗族の激しい反抗にあったため、一定の妥協をせざるをえなかったともいえる。こうして維持された伝統服飾は、その後の苗族の「われわれ」意識の拠り所として、民族アイデンティティを強化する役割を担い続けたのである。

もうひとつの「生苗区」である「黒苗区」は、貴州省東南部である。清代三大苗民蜂起の中で最も大規模で長く続いた「咸同蜂起」は、この「黒苗区」で勃発した。咸豊5年（1855）、台拱（現在の台江县）の苗族が張秀眉を中心に一揆を起こし、瞬く間にほぼ貴州省全域に広がった。この蜂起が鎮圧された後、「黒苗区」において「改装」が本格的に実施された。『平黔紀略』は「咸同蜂起」が鎮圧された後の「改装」について、以下のように記載している。同治11年（1872）年4月「黒苗区」の生苗に対して「薙髪」を行い、服の色を藍や白に変え、黒色を禁止した⁵⁵。また同年7月に台拱、丹江一帯で善後策を講じた陳宝箴が、苗族の習俗として、黒の服以外に、髻を結うことや長

50（清）賀長齡『清經世文編』卷八八・兵政一九・治苗。

51 楊通儒「明清兩代貴州苗族的物質生活及其變化」（『貴州文史叢刊』、1989年第2期）。

52 『軍機處副錄奏摺』民族類・第576卷1号。（注（49）と同様李・張・周書参照）。

53 伍新福『苗族文化史』（四川民族出版社、2000年、427～428頁）。

54（清・光緒）『銅仁府志』卷二・苗蛮に「青布裏頭、衣尚青布…近則少婦多用淺藍、亦名月藍」とある。

55 注（48）前掲史料卷十九に「同治十一年…夏四月…又奏…無論生苗・熟苗、胥令薙髮繳械、且變其服飾、雜服藍白、不得仍用純黒」とある。

いスカートを着くことを禁止した⁵⁶。このような「改装」が全面的に広がり、光緒9年(1883)、鎮江、黄平、清平、施秉、凱里の地域だけでも強制的に「改装」された苗族は、3152戸、12909人まで上った⁵⁷。しかし、「黒苗区」の「改装」もまたデザインや色に対して厳しく規制したものの、苗族の重要なアイデンティティに関係する模様についての制限は特に厳しくなかった。

一方、清王朝の「改装によって苗の表を教化する」政策の下に、清朝の政治体制に組み込まれ、漢化された一部の苗族エリートは、漢文化教育を受けていない多くの苗族に対して、「改装」を行った。有名なのは「黒苗区」の貴州省東南部の錦屏県境内の清水江、亮江沿岸部と雷山県西江および周辺地域における「改装」である。道光年間に、錦屏県委江苗族挙人、黔西州学政である楊学浦らは、委江、偶里、穩江、銅坡などの地域で、婚姻、慣習法、服飾などの改革を唱えた。「改装」の対象は主に女性で、内容も詳細であった。まず、髪飾りに関して、未婚者は長い髪に赤い絹糸を入れ、お下げに結び、頭のサイドにまとめるかそのままにし、赤い絹糸の端は左肩に垂らす。既婚者は髪を後ろにまとめ、赤い絹糸を使わずに、銀の簪を挿す。普段は労働する時にのみ頭巾をかぶる。上着は臀部を超え、ウエストをゆったりとする。襟を低くし、袖を腕までにする。左おくみと上前おくみで、両側にスリットを入れる。布のボタンと藍色と緑色のベルトをつける。下はプリーツスカートやズボンに変える。すべての衣料の色は自由に選べる。この改革の影響力は非常に大きく、隣接する大同、秀洞、銅鼓、小江、九寨、天柱、高釀及び湖南省靖州県まで及んだ⁵⁸。

総じて見れば、清末の貴州苗族の服飾は、大きく分けて3つの変遷が見られる。①伝統服飾をあまり着用せず、衣装は漢人と同じ。たとえば、遵義、綏陽、桐梓、仁懷、石阡および黎平、下江、永従の一部の苗族である。②男性の服飾は漢人と変わらない、多くの人が「雑髪」するようになった(図13)。女性は伝統服飾を着用する。たとえば、黎平境内の「花衣苗」、「白衣苗」、「水西苗」と貴陽青岩の「青苗」、八番の「打鉄苗」である。③女性の伝統服飾がほぼ維持できた。たとえば、貴州省の山岳地帯の苗族、東南部の「黒苗」、「高坡苗」、西部の「花苗」、中部と南部の「東苗」、「西苗」、「白苗」である⁵⁹。

以上見てきたように、清王朝は苗族に対して度重なる「改装」を行ってきた。一方、内部からの「改装」運動もあった。髪型、衣装のデザインや色がある程度変えさせられたが、特に女性の伝統服飾の多くは守られてきた。服飾をめぐる政令政策や服飾そのものの変遷を通して、苗族はどのような意識変化があったのかを分析する。

まず、「改装」政令は外からの法的強制であるため、苗族は当然抵抗する。その過程において、同じ支配される立場にある者として、「われわれは征圧された苗(苗族)」という意識が改めて強化されるようになる。移動によって分散状態にあった彼らは、清王朝という「他者」からの介入によ

56 注(48) 前掲史料同巻に「秋七月…復嚴禁苗俗、如男女跳月、兄弟轉婚及椎髮拖裙、黒衣帶刀」とある。

57 注(49) 前掲档案資料。

58 貴州省錦屏県志編纂委員会編『錦屏県志』貴州人民出版社、1995年、132頁)。

59 注(53) 前掲書、441頁。

様々な軋轢の中で、閉鎖的な状態から徐々に広く接触する状況に変わり、服飾を媒体に「苗（苗族）」としての存在を再確認することとなり、より広範囲での「われわれは苗」という意識が覚醒させられるようになった。そして、守られてきた伝統服飾はこうした苗族アイデンティティを強化していったと思われる。

次に、漢文化の浸透によって、「举人」（科挙の地方試験に合格した人）のような漢文化圏に認められた苗族エリートが現れた。苗族のエリートは苗族と清王朝との対話を可能にさせる有力な存在となった。彼らが主導した「改装」は、清王朝の統治理念を認めた表れと言えよう。言い換えれば、苗族出身の彼らは「同族」が受け入れられるような形の「改装」によって、清王朝のイデオロギーをある程度苗族に伝達できた。これまで中国王朝とあまり接触したことのなかった、かつ統一政権を立てたことのなかった苗族の中で、中国王朝が「自分たちの上に存在する権力組織」という意識も徐々に形成されたと思われる。つまり、苗族エリートが持つ民族的アイデンティティは、王朝や国の概念と絡み合い、「改装」政令を通して一般の苗族にも影響を与えた結果、苗族アイデンティティがより重層的に形成されていったと思われる。

三、民国期の「改装」政令と苗族服飾—炉山改装档案史料を事例に

1911年の辛亥革命により、清朝が滅亡し、中国史上初の共和国である中華民国が成立した。本節では、民国期に登場した「改装」政令及び、現在の貴州省凱里一帯で行われた「改良辺胞服飾運動」を中心に考察する。

中華民国成立後、孫文臨時大總統は「五族共和論」を発表した。孫文は「五族共和」について次のように述べていた。「漢、滿、蒙、回、蔵の諸地方をひとつにして一国家とすることは、即ち、漢、滿、蒙、回、蔵の諸族をひとつにすることである。それを民族の統一という」⁶⁰。孫文の見解の中では漢族以外に主要な四つの民族にしか言及してない。実は、漢族以外の少数民族の処遇に関して、立憲君主制を提唱した代表的人物であった梁啓超は「将来的に融合させるのが筋」と考え、国民党の副総裁であった汪精衛は「その他の少数民族はすでに漢族に同化してしまった」と認識していた⁶¹。つまり、清末・民国初期から、同化・融合の時期に対する認識が異なっても、近代国民国家を構築するために、多くの少数民族を漢族に同化させるべきという点では有力者らの意見が大筋で一致していたのである。

中華民国は、成立後まもなく軍閥による分裂に陥り、北洋軍閥（北方軍閥）と西南軍閥（南方軍閥）の2つの派閥に分かれた。苗族が集中する南部地域は、ほぼ西南軍閥の統治の下にあった。1931年から1935年にかけて、湖南省・貴州省・広西省・雲南省の西南軍閥は、国民党の政策に従って、「苗族の教育計画と実施」、「辺地教育の実施方法の綱要」、「特種教育の実施方案」、「苗彝民族

60 孫文「中華民国臨時大總統宣言書」（『孫中山選集』、人民出版社、1981年、90頁）。

61 松本ますみ『中国民族政策の研究—清末から1945年までの「民族論」を中心に』多賀出版社、1999年、46～47頁、64～68頁）。

を安定させる実施綱要」などの法令を発布した。その主な内容は、苗族、イ族、トン族などの少数民族の言語、風習を消滅させることを重要な目的としていた⁶²。

1934年から1935年にかけて蒋介石の勢力は西南地域に浸透し、国民党の中央政府が西南地域を直接統治下に置いた後、「同化」政策を本格的に実施し始めた。蒋介石は少数民族の存在を否定し、満、モンゴル、回、チベット、苗、ヤオなどは漢族の大小の支族に過ぎないと主張した⁶³。特に彼の「中国之運命」の中には、「融合」の動力は文化であって武力ではなく、「融合」の方法は同化であって征服ではない」という同化政策が基本的認識であった⁶⁴。この方針のもとに、各苗族地域の役人は行政的、法律的、さらには軍事的手段まで使い、「同化」政策の実施に着手した。そのため、「同化」に関する「改装」方案もより具体的になった。

貴州省に苗族が最も多く集中しているため、民国時代においては、「辺胞改装運動」の規模も勢いも凄まじいものであった。1945年、国民党高級将校の楊森が貴州省政府主席に就任した。彼は「最大の決心をし、快刀乱麻を断ち、服飾、文字、言語における民族的特徴を取り除く必要がある。数年以内には貴州省において、異なった言葉が聴かれず、奇異な服飾が見られないように、各民族の境をなくす」⁶⁵と発言した。楊森は多くの役人を苗族の聚居地である劍河県、台江県、丹寨県、雷山県、紫雲県などに派遣し、同化政策を強行した。貴州省政府はさらに学生たちを説得し、役人と一緒に道路に関所を設置させた。そこを通る苗族を含む少数民族に対して、強制的に髪を切り、服を変えたのである⁶⁶。

筆者は2004年7月に貴州省博物館で2枚の写真に出会った。それは当時「改装」運動によって切られた頭巾の写真である。2枚とも民国34年(1945)のもので、中の1枚は1960年に屈榮烈が黄平四屏鎮の楊紅英から収集したという(図14)。自家製の藍染の布で作った四角い頭巾には、切られた穴がいくつかある。当時「改装」運動で髪が切られてしまうと聞いて、楊紅英はこの頭巾で髪を包んで隠したのである。ある日、娘の家から帰る途中、町の東門を通った時に役人に捕まえられ、「操場埧」(広場のような場所)まで連れて行かれた。結局、彼女の髪は切られ、頭巾も切られた⁶⁷。

もう1枚の写真は1960年屈榮烈が黄平四屏鎮の王玉珍から収集したものである(図15)。自家製の藍染の布で作った三角の頭巾は真ん中に切られた迹がある。王玉珍はある年の4月の朝、2人の娘と野菜を採りに行った途中に、県党部の秘書である韓祖榮と偶然に出くわし、そのまま「殺豚場」(屠畜場)まで引っ張られて、豚を殺す刀で髪を切られ、頭巾も破られた。その上、韓祖榮は「改

62 注(9)前掲書、245~246頁。法令は未見のため、題名の「苗族」は『苗族簡史』に従った。

63 蒋介石「中国之命運」(蔣總統言論彙編編集委員會『蔣總統言論彙編』卷四所収、正中書局、中華民國四十五年(1956))。

64 注(63)前掲蔣總統言論文。

65 注(9)前掲書、246頁。

66 注(21)前掲楊正文書、21頁。

67 貴州省博物館の展示品登録書—苗族服飾第一冊の中に、収集した当時のインタビューの記載による。第6780号。

装と言ったのに、改装しない苗のくそばば、殺すぞ」と言いながら、彼女を殴り、灰を頭や顔に塗り、町中を引き廻して見せしめにした。夫の呉伝芳も殴られたという⁶⁸。

貴州省の凱里市档案馆には「改装」に関する档案資料が保存されている。筆者は2004年7月に貴州省档案馆編『貴州档案史料』に載せた一部抜粋を収集できた。2017年5月のフィールド調査で貴州大学歴史民族文化学院教授で、苗族研究者の楊志強から「炉山県湾水郷関於苗族婦女改装検査指示及婦女改装名冊」（1946～1948年）、「炉山県湾水郷関於苗族婦女服装改装及選送婦女職業訓練班」（1946～1948年）の档案原本の複写を入手した。炉山県は現在の凱里市である。以下、これらの資料に基づいて検討する。

まず、「炉山県政府訓令・炉民一字第1209号」に「…本主席（楊森）は長年の軍隊生活を経て、軽くて短い便利な服を全国的に推進すべきと痛感した。貴州の山奥では布も高く、長服は淘汰されるべきである。これは実に百利あって一害もない。経済的に非常に困窮しているため、辺胞の住宅はしばしば厨房とトイレが隣接し…改良が実に必要である…貴州の辺胞を教え諭し、改良服装・住宅の図を公告する」⁶⁹と記されている。

当時、苗族は漢族に比べて、生活水準がはるかに低かった。そのため、役所は生活水準の向上という論点から「改装」を説明した。しかし、同化を主導する民国政府が、苗族の伝統を尊重する立場から改良服装の図案や実施方法を提案することは不可能であった。以下の訓令を通して分析する。

「炉山県政府訓令・炉三五民二字第141号」の中に「改良辺胞服装の実施方法」の布告がみえる。その内容は以下通りである⁷⁰。

- ①本役所は徹底的に辺胞の服装を改良し、新生活にふさわしいという点から、省の「改良辺胞習俗の実施方法」を参考し、本郷の実際の状況に応じて以下の方案を公告する。
- ②辺胞男女の服装と住宅は、全て省政府が公告した「辺胞を教え諭すための改良服装・住宅の図」に従って、新しいものを作ったり、変えたりする。
- ③辺胞男女の服装は、満45歳以下の者は規定期間内に改良服装に全て変え、46歳以上の者は…（欠字）実行する。
- ④辺胞公務員、教務員および裕福な家は先に改装を実施し、模範を示す。
- ⑤各県局はできる範囲で改装の模範として、市街地の優秀な婦女を選び、辺胞が集中する村落に小学校の校長または教員として送り込む。
- ⑥辺胞が集中する村落で保民大会と学校集会の機会を利用し、改装を説明し、宣伝する。刊行物と壁新聞も利用し、徐々に改良できることを期待する。
- ⑦県政府の公告によると、紫色の顔料、苗胞の服装用の色糸、アクセサリーの販売を禁止する。

68 貴州省博物館の展示品登録書一苗族服飾第一冊の中に、収集した当時のインタビューの記載による。第6781号。

69 龍立初編「炉山県湾水郷強迫苗族婦女改装档案史料一組」（貴州省档案馆編『貴州档案史料』1989年第1期）。

70 注（69）前掲档案資料。

確実にチェックし、その源を断ち切る。

- ⑧辺胞の婦女は紡織の得意な者が多く、そのため、県政府が生産を増加できるよう支援する。辺胞の素質を高めるために、若くて有能な者を改装させ、学校に行かせる。
- ⑨改装を先行した女性には婚姻の優先権を与える（裕福な家また優秀な人物に嫁がせる）
- ⑩改装しない者は市場と馬郎坪に行くことを禁じる。
- ⑪改装しない者は蘆笙などの娯楽会に参加できない。
- ⑫裕福な家の出身の者、公務員、教務員また優秀な人物は改装しない者と結婚することを禁じる。
- ⑬改装しない者は公務員、教務員になれない。
- ⑭辺胞女性が耳に穴を開けることと素足を禁じる。
- ⑮偏見と差別をなくすため、苗と漢の通婚を奨励する。
- ⑯辺胞の住宅は、経済能力のある者が規定の図の通り、新しい家を建て、できない者は家を改良し、清潔に心掛ける。
- ⑰本方案に不十分なところがあったら、随時に改訂する。
- ⑱本方案公告後、各県局は確実に執行し、貴州省政府にも報告する。

以上の方案の要点をまとめると、伝統服飾の材料の供給を断ち切ること、「改装」しなければ苗族の伝統行事に参加できないこと、耳の穴あけを禁止することなどが規定されている。それ以外に教育、通婚といった同化手段も重視されていたことが分かる。

ほかの「改装」に関する政令を見てみると、「炉山県改良辺胞婦女・分期実施方法」によると「辺胞の成人女性は、髪を一律短く切り、髻を結ってはいけない」という条項がある⁷¹。2020年6月に筆者はリモート調査で元貴州省苗学会副会長の楊培徳から「改装」の一環として髪を切る写真を収集できた。貴州省台江县一帯の苗族女性を集めて髪を切る直前の様子が収められている（図16）。しかし、同資料の提示事項に「改装の賞罰に関して、労働の免除と課役に限る。決して罰金を科したり、衣装を没収したりしてはいけない」とも記されている。

「炉山県政府訓令・山（卅六）民二字第34号」（民国36年1月27日）の中に、「改装」についての三文字の歌が見える。その中に「…中華族、是一体、穿衣服、应一致…」という歌詞がある⁷²。これはまさに服飾を通じて苗族を漢族に同化させることによって、漢族の一員にしようという思想の表れである。

前に挙げた筆者が2017年に収集した档案資料の中に、「改装」と一緒に記録した「婦女職業訓練」にも注目したい。「炉山県湾水郷関於苗族婦女服装改装及選送婦女職業訓練班」の一冊に「鑪山縣政府訓令 鑪（卅五）教三字第574號：女性を選抜して職業訓練班甲組研修生が受講することについて…今期の研修生は一律辺胞の女性に限る。辺胞の名義を騙ってはいけない」とあり、また同資

71 注 (69) 前掲档案資料。

72 注 (69) 前掲档案資料。

料に「鑪山縣政府訓令（民国三十六年十一月）：…政府は女性の手芸技能を高め、更に女性を教育するために、辺胞婦女の職業訓練班を創設して、既に三つの班の研修生が卒業し、成績も優秀である。本県の五年計画に合わせるために、（民国）三十七年から更に定員や班を増やす」とある。具体的な職業訓練の内容は記されていないが、前述した「改装」の実施方法に「辺胞の婦女は紡織が得意な者が多く、そのため、県政府が生産を増加できるよう支援する」とあるように、工場での綿布の生産に関する訓練が行われていたのであろう。実際には1938年に炉山県湾水郷に紡績織布工場が建てられ、1942年以降大幅に増産した⁷³。「改装」運動によって、一般の苗族女性が徐々に従来の自給自足から近代工業の経済体制に触れるようになった。

以上の「改装」の档案資料から大きく分けて2点が考えられる。第1は、伝統の祝日に関して、厳しく禁じられたように見えず、祝日の服装までは言及していなかった。また少なくとも衣装の没収は禁じられていたため、苗族は民族の象徴としての伝統服飾をある程度維持できたのであろう。例えば、凱里市掛丁と雷山県西江の苗族は、普段着を短い上着に刺繍の前掛けと長いズボンに変えたが、祝日の服飾として大きな襟と左おくみの刺繍が施された上着と長いプリーツスカートは、変わっていない。また台江県の施洞、革東あたりの「改装」はスカートをズボンに変えただけで、上着、前掛けの刺繍も布靴の刺繍も髪型も変わっていない⁷⁴。しかし、強制的に髪を切られ、伝統服飾の着用が禁止されることは、苗族にとって、当然自分たちの伝統文化に対する否定と悪質な民族差別として受け止め、大きな抵抗を生むことになった。その抵抗から生じた感情により、「同じ立場に置かれた者としてのわれわれ意識」が強化されていった。一方、結果的に服飾のデザインや色だけを変え、祖先と歴史の記憶によって築かれた「本源的なわれわれ意識」を模様で維持できたのである。祝日の服飾や模様が変わらなかった結果、上述した「われわれ意識」、即ち苗族アイデンティティがより高まっていった。

第2は、国民党の「改装」運動の最終目的は国民形成のために苗族を同化させることである。もしその宣伝通りに行えば、生活水準をある程度改善することが可能となる。民国期に入ると、苗族は漢族との接触が更に増え、漢文化による影響も大きくなっていった。つまり、一般の苗族の間では、生活水準の向上に対する期待が高まってきたため、主流である漢文化に歩み寄っていった部分もあったと思われる。「改装」政令を通して、国の行政が一般の苗族に直接介入し、特に女性の場合は、教育だけでなく、近代工業の経済活動にまで参加させられた。その結果、苗族は自分たちの上に「官家」（政府のことを指す）、「国家」が存在することをさらに認めざるを得ない状況になった。筆者は「改装」政令による苗族への影響について、2004年7月26日に貴州省民族出版社で、胡廷奪編集長（苗族）にインタビューを行った。またその翌日に貴州省民間文芸家協会で、余学君秘書長（苗族）にもインタビューした。両氏は共に楊森の「改装」運動は適切ではなかったが、学校教育などの政策が苗族の文化を進歩させたと述べた。服飾に関しては、特に辛亥革命以後、若い苗族男

73 貴州省凱里市地方志編纂委員会編『凱里市志』（上）方志出版社、1998年、563頁。

74 注（49）前掲李・張・周書、207頁。

性はほぼ辮髪を切り、服装を短い上着に変え、祝日の服装も長い中国服になったという⁷⁵。雷山県では教育を受けた女性が作った衣装の中に、刺繍で「共和」という漢字の文字を入れたものがあるという⁷⁶。筆者はこの刺繍の実物も写真も未見であるが、同じような表現の仕方として、2004年7月に貴州省博物館で見つけた、1950年代の朝鮮戦争の「抗美援朝」（米国に抵抗し、朝鮮を援助する）の文字を入れている苗族のろうけつ染めがある（図17）。このような服飾を着用する人々は、少なくとも民国政府及びその政治的スローガンに対する認識があった。上記の例は少数ではあったが、自分の衣装に国家のイデオロギーを表す文字まで入れる者もいた事例から、苗族の中に中華民国に統合された部分があったことが見て取れる。

一方、特に近代的「民族」概念の影響下で、苗族の内部に新たなエリートが現れた。その代表的人物は梁聚伍や楊漢先などである。梁聚伍は貴州省雷山県西江の苗族である。1947年に楊森に「省訓団」の講師として招かれ、「苗夷民族」の歴史を講義した。しかし、彼は「苗夷」らの民族アイデンティティを煽り、同化政策に抵触したとされ、迫害を受けた。彼の『苗夷民族発展史』は今日の苗族研究に大きな影響を与えている⁷⁷。梁は女性の服飾が複雑すぎると考え、苗族を発展させるために必要な便利性を重視し、西江の候教之と共により簡単な普段着を考案した（図18）。それが次第にその一帯の苗族に受け入れられ、徐々に広がった⁷⁸。現在でも普段着として着用されている。楊漢先は貴州省威寧県の苗族学者である。彼は苗族サブグループに関して、「体格」、「性格」、「言語」、「習俗」、「服飾」の5点に基づいて分類すべきと指摘した⁷⁹。言い換えれば、苗族服飾を主な指標として、苗族及びその内部の多様性についての再考を試みたのである。彼らは清朝の科挙による苗族エリートと違い、漢文化の影響を受けながらも、苗族を「民族」として学問的に見つめ始めた。彼らが「改装」などの同化政策の影響で、服飾を通して苗族の内側から、分散していた「われわれ意識」を「苗族アイデンティティ」にまとめようとしたと言えよう。こうして、苗族エリートによる「改装」や服飾に対する新たな位置づけは、地域的アイデンティティも苗族全体としてのアイデンティティも更に強化されるようになったと思われる。

おわりに

苗族服飾は文字の代わりに模様を用いて自民族の起源やルーツなどの歴史を記録してきた。服飾に刻まれた共通の要素は、苗族にとって素朴な「われわれ意識」の土台となり、着用するたびに苗族アイデンティティが強化されていく。また服飾の異なる部分は、地域的アイデンティティを形成する土壌となった。そのため、苗族服飾は苗族アイデンティティの重層性を形成・維持する役割を

75 注（9）前掲書、316頁。

76 2004年2月27日西南民族大学の楊正文教授（雷山県出身）の自宅（四川省成都市）でのインタビューによる。

77 伍新福『中国苗族通史』（貴州民族出版社、1999年、803頁）。

78 雷秀武主編『西江苗族誌』（黔东南州民族研究所、1998年、59頁）。

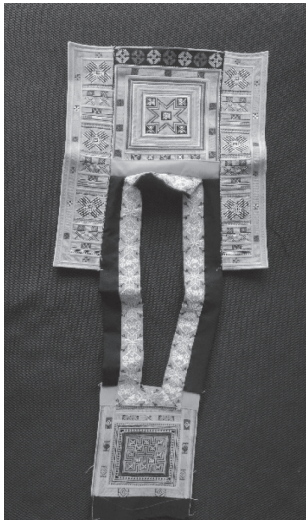
79 注（77）前掲書、810頁。

果たしている。

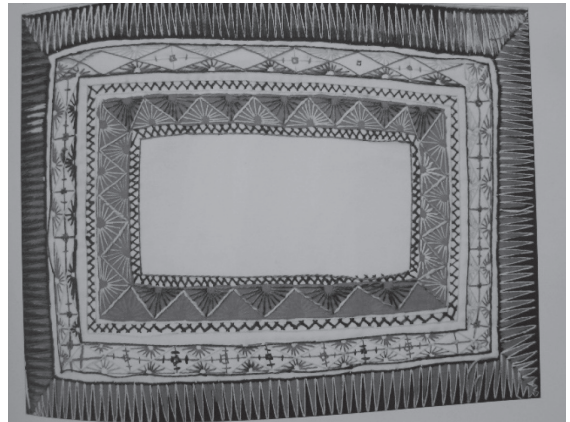
清王朝は、苗族が集中する貴州をはじめとする西南地域を直接支配するようになるにつれて、「改装」政令による表からの「内地化」政策を行った。苗族は清王朝という「他者」の強制的な介入により、服飾を通して「苗」（苗族）としての存在を再確認することとなり、より広範囲での「われわれは苗」という意識が覚醒させられるようになっていった。一方、苗族エリートは国家権力の浸透と共に漢文化の影響を深く受け、彼らが持つ民族的アイデンティティが王朝や国の概念と絡み合い、「改装」政令を通して、一般の苗族に影響を与えた。その結果、苗族アイデンティティがより重層的に形成されていったと思われる。

民国期に入り、「改装」運動の同化政策が行われ、各地の苗族は民国政府の圧迫を受け続けた。共有できる栄光・恥辱の歴史的背景が新たに創り出され、民族意識が強まっていったのである。しかし、分散状態によるさまざまな弱さをもつ苗族たちは、中華民国に対抗できる統一政権を作れなかった。その上に、近代国民国家を目指した中華民国の誕生がより複雑な環境をもたらした。近代国民国家の枠組みに組み込まれた苗族は、漢族に対する抵抗感と、徐々に浸透する漢文化からの影響というジレマに陥っていた。また、近代的「民族」概念の影響を受けた新たな苗族エリートが現れた。彼らは地域性を重視しつつ、地域を越えた視点で自分たちの民族を再考し、「改装」や苗族服飾に対する新たな位置づけを行った。このような民国期の「改装」政令政策の対応を通して、苗族アイデンティティがより重層的になり、さらに高まっていったと思われる。

今回は清朝期及び民国期の「改装」政令に焦点を当て、苗族服飾の変遷と苗族アイデンティティを考察したが、清朝と中華民国における民族統治の理念の違いについて、一種のオリエンタリズムの観点から深く掘り下げて検討し、更に漢族による影響も考察する必要がある。紙幅の都合上、また別稿に譲る。



〔図1〕「背牌」



〔図2〕「城池」



〔図3〕威寧苗族の上着



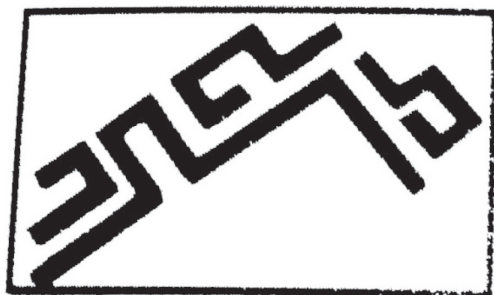
〔図4〕「蝴蝶母親」模様



〔図5〕銀の角



〔図6〕西江苗族の盛装の銀飾り



〔図7〕「駿馬飛渡」模様



〔図8〕「江河波濤」模様



〔図9〕「江河波濤」模様



〔図10〕「蘭娟衣」



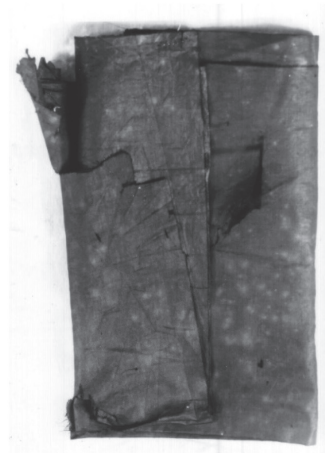
〔図11〕「遷徙服」



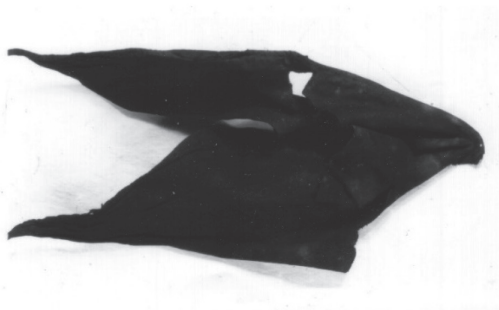
〔図12〕「遷徙服」の縞模様のスカート



〔図13〕「雑髪」し、漢人と変わらない衣装を着る「打鉄苗」



〔図14〕切られた四角い頭巾



〔図15〕切られた三角の頭巾



〔図16〕髪を切る前の苗族女性（台江県一带）



〔図17〕 貴州で収集した苗族の「抗美援朝」
ろうけつ染め



〔図18〕 西江苗族の普段着

(出典：図2・図3は呉仕宗等編著『中国苗族服飾図誌』（貴州人民出版社、2000年）、図7・図8は『符号与象徴——苗族服飾』（書誌情報は各注を参照されたい、以下同）図11、図12は『夜郎故地上的苗族』所収。図13は鳥居龍蔵『苗族調査報告』（東京帝国大学理科大学人類学教室編、1907年）所収。図14・図15・図17は貴州省博物館提供。図16は楊培徳提供。上記以外はすべて筆者が撮影したものである）